

委員会設置規則の一部改正について（案）

「委員会設置規則」の一部を次のとおり改正する。

第3条第2項中「副委員長は委員協議のうえ常任理事の中から選出するものとする。」を、「副委員長は委員協議のうえ選出するものとする。」に改める。

附 則

この会則は、平成25年6月18日から施行する。

改正理由

会務および委員会の運営を円滑に進めるため。

委員会設置規則新旧対照表

「上段」現行 「下段」改正案

「現行」

第3条 委員は、金沢市町会連合会理事の中から会長が委嘱するものとし、その任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2. 委員会には、委員長および副委員長を置くものとし、委員長は会長が副会長の中から指名し、副委員長は委員協議のうえ常任理事の中から選出するものとする。

「改正案」

第3条 委員は、金沢市町会連合会理事の中から会長が委嘱するものとし、その任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2. 委員会には、委員長および副委員長を置くものとし、委員長は会長が副会長の中から指名し、副委員長は委員協議のうえ選出するものとする。